

○長崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

令和5年10月6日

条例第51号

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第86条第1項並びに第88条第1項及び第2項の規定に基づき、本市における指定介護老人福祉施設の入所定員並びに人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「省令」という。）の定めるところによる。

(入所定員)

第3条 法第86条第1項の条例で定める数は、30人以上とする。

(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準)

第4条 次条から第7条までに定めるもののほか、法第88条第1項及び第2項の規定により条例で定める指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

2 前項の場合において、省令第3条第1項第1号イただし書中「、2人」とあるのは、「2人と、入所者のプライバシーに配慮していると認められる場合は2人以上4人以下」とする。

(暴力団員等の排除)

第5条 指定介護老人福祉施設の開設者の役員及び管理者は、長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）であつてはならない。

2 指定介護老人福祉施設は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。

(身体的拘束等の報告)

第6条 省令第11条第5項の場合においては、市長に対し、速やかに同項に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。

2 前項の規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。

(記録の保存)

第7条 省令第37条第2項の規定によるほか、指定介護老人福祉施設は、施設介護サービ

ス費の支払を受けた日から5年間、当該施設介護サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第2号に掲げる記録を保存しなければならない。

2 前項の規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。